

「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)に対する意見への回答及び対応

意見募集期間: 2024年9月4日(水)～2024年9月25日(水)

No.	資料名称	頁番号	項目	意見	回答	修正有無	修正内容
1	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	4,5,6	4.事業の概要 表2 各年度業務内容	次期システムの2027年12月リリースに向けて、次期システムの調達支援、システム導入支援の各業務につきまして、想定される開始時期を記載頂くよう検討をお願いします。	現時点では不明確のため、現行仕様とさせていただきます。	無	
2	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	6	6.事業の詳細 (1)プロジェクト管理 ①プロジェクト計画書及び年度作業計画書の作成 ②キックオフミーティングの開催	契約締結後、発注者の5営業日以内に以下の内容を含むプロジェクト計画書(案)を作成することとなりますが、5営業日以内に、関係者による事前レビュー、合意形成、キックオフミーティングを行うと理解しましたが、認識が異なる点がございます。併せて、仕様書への追記をご検討をお願いします。	プロジェクト計画書(案)を作成するまでを発注者の5営業日以内に実施していただくこととしております。その後、事前レビュー、キックオフミーティング及び合意形成を行っていただきます。	無	
3	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	7	6.事業の詳細 (1)プロジェクト管理 ③進捗管理	WBS(Work Breakdown Sheet)とありますが、WBSは一般的にはWork Breakdown Structureの略と考えます。	ご意見を参考に仕様書を修正します。	有	6.事業の詳細 (1)プロジェクト管理 ③進捗管理 「WBS(Work Breakdown Structure)」に修正する。
4	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	8	6.事業の詳細 (1)プロジェクト管理 ④コミュニケーション管理	ファイルの授受や日常的なコミュニケーションには、MS Teamsの機能を用いた運用も許可されますでしょうか。	ご意見を参考に仕様書を修正します。	有	6.事業の詳細 (1)プロジェクト管理 ④コミュニケーション管理 「なお、ファイル共有、スケジュール管理を行うためのコミュニケーションアプリを導入する場合は、発注者が定めるセキュリティ要件等を満たすものとし、発注者へ申し出て了承を得ること。」を追加する。
5	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	8	6.事業の詳細 ②調達支援	「システム化構想」、「システム化計画」など前工程で実施したアウトプットを別紙などで添付頂くこと、または公告期間中の資料閲覧についてご検討をお願いします。	公告期間中において閲覧可能な資料に対して、資料閲覧を可能にすることを検討いたします。	無	
6	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	8	6.事業の詳細 ②調達支援 ①パッケージ調査等の実施	公告の際には、機密保持誓約書を提出した事業者に対して、前工程で実施した「システム化構想」、「システム化計画」の結果資料の閲覧を認めることをご検討ください。	公告期間中において閲覧可能な資料に対して、資料閲覧を可能にすることを検討いたします。	無	
7	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	9	6.事業の詳細 ②調達支援 ③調達仕様書(案)及び要件定義書(案)の作成	本業務で作成した要件定義書(案)を基に後続工程で要件定義書を確定させるものと理解しました。本業務での要件定義書(案)と後続工程の要件定義書の違いを明確にして頂き、本業務で作成すべき具体的な成果物をご提示頂ければと存じます。	ご意見としては承りましたが、実施内容に対するご意見と理解いたしましたので、現行仕様とさせていただきます。	無	
8	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	9	6.事業の詳細 ②調達支援 ③調達仕様書(案)及び要件定義書(案)の作成	「要件定義書(案)」の作成にあたっては、発注者が別途提供する要件一覧や業務フロー等を基に要件を明確化するためのユースケース図等を作成し、とありますが、次期システム規模を把握できる情報(機能数、帳票数、画面数等)を仕様書に追加いただくか、公告期間中の資料閲覧についてご検討をお願いします。	公告期間中において閲覧可能な資料に対して、資料閲覧を可能にすることを検討いたします。	無	
9	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	9	6.事業の詳細 ②調達支援 ⑤入札公告の作成	「入札公告のフォーマットは発注者が提供するものとし、英文についてはネイティブチェックを行うこと。」と記載されていますが、貴機関でネイティブチェックできる方をご用意頂くことは可能でしょうか。	ご意見を参考に仕様書を修正します。	有	6.事業の詳細 (2)調達支援 (5)入札公告の作成 「貴機関で提供する入札公告の案を作成すること、入札公告のフォーマットは発注者が提供するものを使用すること。」に修正する。
10	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	10	6.事業の詳細 (4)移行支援	本業務においては各移行の支援を求められていると認識いたしましたが、どういった形で支援するかのイメージを具体化するためにも、各移行主体者の想定があればお示し頂ければと存じます。	ご意見を参考に仕様書を修正します。	有	6.事業の詳細 (4)移行支援 「次期MISのリリースにあたり、受注者は影響する業務や周辺システム、データに関して調査を行い、結果を整理すること。また、調査結果を踏まえ発注者側の業務に支障が出ないよう、発注者とともに事業者が作成した移行方針、移行計画の確認及び進捗等の支援を行うこと、事業者の結果報告に対してレビューを行うこと。」に修正する。
11	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	10	6.事業の詳細 (5)運用管理支援 ①初期稼働時の問い合わせ対応等支援	問い合わせ業務について、1次切り分けは開発事業者が行い、システム関連の問い合わせであれば開発事業者が継続対応、業務関連の問い合わせの場合は業務主体者(発注者)へ取次し、それらに回答する役割の役割分担が一般的ですが、それらと相違があるかお問い合わせできればと存じます。	ご意見を参考に仕様書を修正します。	有	6.事業の詳細 (5)運用管理支援 ①初期稼働時の問い合わせ対応等支援 「次期MISリリース直後の初期稼働時期において、事業者が行う内部・外部利用者からの問い合わせへの対応及び課題管理について、早期課題解決に向けた助言等の支援を行うこと。」に修正する。
12	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	10	6.事業の詳細 (5)運用管理支援 ①初期稼働時の問い合わせ対応等支援	内部・外部利用者からの問合せへの対応及び課題管理の支援について、業務内容は、 ・問合せ受付の手段とフローの整備 ・内部・外部利用者からの問合せ受付、回答書の作成 ・回答書のレビュー、承認 ・問合せ者への回答 ・課題管理表の更新、フォローと理解しましたが、認識が異なる点がございます。併せて、仕様書への追記をご検討をお願いします。特に、内部・外部利用者からの問合せ受付と問合せ者への回答を本委託者が直に実施することが本調達範囲に含まれるものか確認させてください。	ご意見を参考に仕様書を修正します。	有	6.事業の詳細 (5)運用管理支援 ①初期稼働時の問い合わせ対応等支援 「次期MISリリース直後の初期稼働時期において、事業者が行う内部・外部利用者からの問い合わせへの対応及び課題管理について、早期課題解決に向けた助言等の支援を行うこと。」に修正する。
13	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	11	7.納入成果物等 (2)納入方法③	納入成果物は書面での提出も必要でしょうか。	ご意見を参考に仕様書を修正します。	有	7.納入成果物等 (2)納入方法③ 「(項番1から2及び項番6から11)の納入成果物は、納入成果物を格納した電子媒体1部納入すること。」に修正する。 7.納入成果物等 (2)納入方法⑥ 「書面はA4判又はA3判(A3判を用いる場合は、折り込んでA4判に収まる形態)でファイリングし、背表紙等をつけること。」を削除する。
14	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	11	7.納入成果物等 (2)納入方法④	電子メールでの提出は必要でしょうか。	電子メールでの提出は必要のため、現行仕様とさせていただきます。	無	
15	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	11	7.納入成果物等 (2)納入方法⑤	DVDは、-Rや-RW、ブルーレイ等の規格は限定されますでしょうか。	限定しておりませんが、現行仕様とさせていただきます。	無	
16	「次期プロジェクトマネジメントシステムの調達に伴う支援業務」仕様書(案)	14	13.次回入札案件に係る制限・制約事項	本調達案件での調達制限対象は「次期MISの調達」ですが、用語説明において、次期MISには多数のシステムが含まれております。調達方針の検討段階で各システムの調達を複数に分かれることを考慮すると、入札制限の範囲となるのは、本調達の範囲で作成される調達仕様書のみとの理解であるが認識に相違ないでしょうか。	仕様書に記載のとおり、本業務で作成する「調達仕様書(案)」を用いて行う調達に対しての入札制限を想定しております。	無	